

第 41 回土木計画学研究発表会（春大会）：2010.6.5～6（名古屋工業大学）

スペシャルセッション（SS）討議内容の記録

セッション名：地域公共交通計画づくりの最前線	
日付：6月6日（日）曜日、セッション時間：15:00～16:30	
オーガナイザー名（所属）：喜多秀行（神戸大学大学院）	
討 議 内 容	<p><スペシャルセッションの概要></p> <ul style="list-style-type: none">・地域公共交通計画に携わる国や自治体の担当者、研究者、事業者、実務担当者が一堂に会し、地域公共交通計画のあるべき方向性を見出すことを目的としたものである。・大学、国、県、コンサルタントの4名がそれぞれの立場から地域公共交通計画に関する考え方や現場の状況などについて話題提供し、それに基づきフロア全体でディスカッションした。・関係者が一同に会して意見を交換するこのような機会が少ないこともあり、70名を超える参加者が大いに盛り上がった。
	<p><討議内容></p> <p>○地域公共交通総合連携計画および活性化・再生総合事業を遂行する上で、人材育成の必要性について議論があった。計画策定主体である市町村の担当者が計画技術の必要性を感じずに計画に携わること、計画策定がバス会社等の交通事業者任せになっているケースがあること、法定協議会の長の認識不足による問題発生の例、連携計画の事後評価を行う担当者の人材育成など、いくつかの切り口から人材育成の必要性について議論があった。</p>
	<p>○国土交通省から、人材育成は計画づくりの基盤であり、運輸政策研究機構に人材センターを作り、市町村などの要請に対してアドバイザーを派遣する制度について紹介があった。</p>
	<p>○また、法定協議会の構成について、行政責任を負う会長職（行政担当者が適任）と協議を進行する議長職（学識経験者が適任）は別個に設置すべきという意見があったほか、協議会の学識経験者が善しと判断した内容を、事後評価の評価委員が評価するという仕組みについて問題提起がなされた。</p>
	<p>○地域公共交通計画を策定する際の、都道府県の役割についても議論があった。都道府県には複数市町村に関連する事項の調整役としての役割が期待されるが、現場では必ずしもそのような意識のない場合があること、計画づくりには市町村や都道府県の取り組み意欲や熱意が重要であるなどの指摘があった。</p>
	<p>○バス事業者から、市町村が計画立案の際に自らの市町村内を対象とした計画策定をしがちであるとの指摘があったほか、計画策定主体である市町村と、利潤を追求する民間事業者の間の調整について、国や都道府県に監督権限があればうまく進むのではないかという問題提起がなされた。これに対し、規制緩和後の国の役割は安全管理であること、黒字の路線は市町村が手出しできないケースが多く、市町村が黒字の4条路線を含めた全体計画を実施することが重要であるなどの意見が交わされた。</p>